

不妊治療と仕事との両立を支援する助成金のご案内

なぜ、両立支援が必要なのでしょう。

- 不妊治療（生殖補助医療）により出生する子どもは約7万人で、11.6人に1人の割合になっています。
 - 不妊治療と仕事との両立ができなかった方は4人に1人（26.1%）です。
 - 両立に困難を感じる理由には、**通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさ**などがあります。
 - 労働者の中には、**治療を受けていることを職場に知られたくない**方もいます。職場内では、**不妊治療についての認識があまり浸透していない**こともあります。
- ⇒ **企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。**

両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

支給対象となる事業主

次のア～カのいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ア 不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可）
- イ 所定外労働制限制度 ウ 時差出勤制度 エ 短時間勤務制度
- オ フレックスタイム制 カ テレワーク

申請のステップ

- ①不妊治療のための制度を就業規則等へ規定し、労働者へ周知
- ②相談対応を行う「両立支援担当者」を選任
- ③対象労働者が1年以内に両立支援制度を合計5日（回）以上利用

支給額

30万円

※「とりあえず不妊治療休暇制度を導入しておこう」という場合に活用できる別の助成金があります。
⇒「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」
（生産性を向上させ、労働時間の縮減、年次有給休暇の取得や不妊治療のための休暇制度の導入等を実施した中小企業事業主の皆さまを支援する助成金）

●助成金の支給要件の詳細や具体的な手続き、各種申請書のダウンロードはこちら

〈支給申請の手引き〉 <https://www.mhlw.go.jp/content/001485165.pdf>



不妊治療と仕事との両立支援策

●不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定します

「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度があります。
この制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」等の認定を受ける企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。

○認定基準

1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること(※1)

- (1)不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く）
(2)不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度

○半日又は時間単位の年次有給休暇
○所定外労働制限制度 ○時差出勤制度
○フレックスタイム制 ○短時間勤務制度
○在宅勤務等

2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること(※2)

3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修(※3) その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること

4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知していること

※1 就業規則の規定例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127218.pdf>

※2 企業トップによる方針の周知例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930524.pdf>

※3 研修の実施例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127224.pdf>

くるみんプラス プラチナくるみんプラス トライくるみんプラス



▲「不妊治療と仕事との両立」認定マーク



●不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

企業向けの制度導入マニュアルです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001373137.pdf>



●不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック

本人・上司・同僚の方向けに不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073887.pdf>



●不妊治療と仕事との両立のために（厚生労働省HP）

不妊治療と仕事との両立について、各種情報を提供しています。

有識者による講演をオンラインで配信（無料）しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



<経過措置について> ※令和7年3月31日受付終了

令和4年3月31日まで（くるみんプラス制度創設前）にくるみん認定を受けている企業がプラス認定を満たした場合は、経過措置として、令和7年3月31日までに申請された分に限り、そのくるみん認定を受けた行動計画の期間に関わらずくるみんプラス認定の対象になります。



岡山労働局 雇用環境・均等室 電話 086-224-7639（助成金について）

086-225-2017（くるみん認定について）